

## 傷害見舞金の申請に関する注意事項について

(公財)日本ラグビーフットボール協会で制定されている傷害見舞金制度において、提出の遅延や書類の不備が見受けられます。

今一度手続きの方法について、下記内容をご確認いただき遵守くださいますようお願いいたします。

### ・傷害見舞金の請求手続きについて

登録者に傷害診断書に記載の見舞金給付表の各級に該当する傷害が発生した場合、チームの代表者は次の手続きを行う。

### 【傷害報告書1（見舞金請求書）、傷害報告書2】

所定の報告書に必要事項を記入の上、傷害発生から必ず 30 日以内に所属する府県協会に提出する。

(府県協会の受付日をもって受理日とする。)

特別の理由のない限り、提出が傷害発生日から 30 日を経過したものは審査の対象外となり、傷害に該当する見舞金の給付を受けられない。

※特別な理由とは、重症事故による長期入院等により、やむを得ず提出が不可能であった場合を指す。

〈傷害報告書1に記載する際の注意事項〉

1. チーム代表者欄の押印を忘れないようにすること。
2. 送金先の口座はチーム代表者またはチーム会計の口座を記入すること。(受傷者個人は不可)
3. マウスガードの装着について記入漏れのないようにすること。

### 【傷害診断書】

傷害診断書は、日本協会所定の様式(異なる様式での診断書は審査対象外)で医師あるいは歯科医師によって診断されたものに限る。(整骨院・接骨院のものは対象外)

傷害診断書は確定診断後速やかに所属府県協会に提出する。但し、6ヶ月以内を限度とする。

### 【脳振盪／脳振盪の疑いの場合の給付について】

脳振盪または(脳振盪の疑いによる)頭部の外傷と診断された事象については、

- ①傷害報告書1
- ②傷害報告書2
- ③傷害診断書
- ④脳振盪／脳振盪の疑い報告書
- ⑤脳振盪／脳振盪の疑い 段階的競技復帰のための証明書

以上5点の書類が揃った上で見舞金が給付されるので、提出漏れのないように注意すること。

以 上